

(参考) 料金変更認可申請命令に係る審査基準 (ガス)

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない日一般ガスみなしガス小売事業者については、<ステップ1> 規制部門のガス事業利益率による基準 + 規制部門の累積超過利潤による基準、<ステップ2> 規制部門のガス事業利益率による基準 + 自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第3弾改正法附則第22条第4項に基づく変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う(※1)。

※1: 「原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を実施」または「既に料金改定を発表している」場合は事後評価の対象外

<ステップ1> 規制部門のガス事業利益率による基準

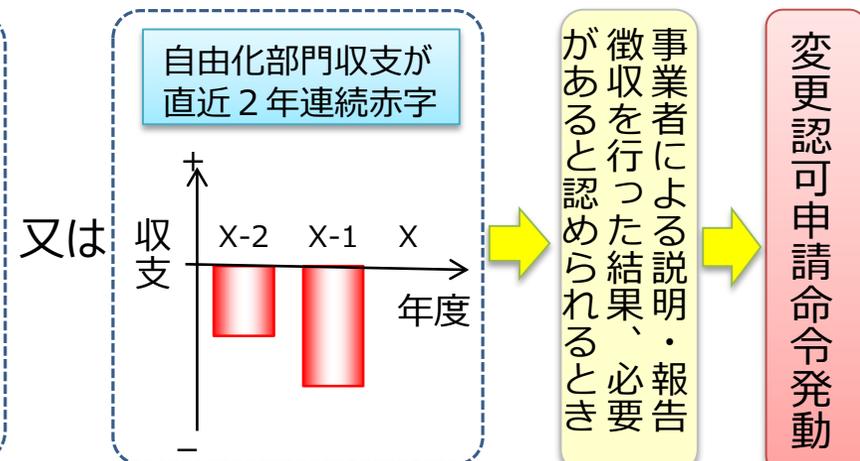
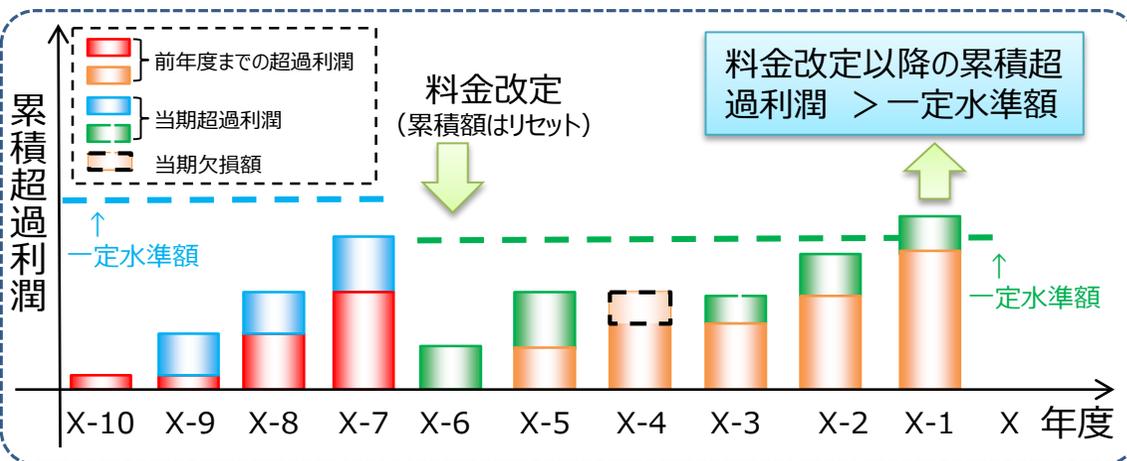
→規制部門のガス事業利益率(ガス事業利益/ガス事業収益)の直近3カ年度平均値が、ガス会社9社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門におけるガス事業利益率(直近3カ年度平均)
- ② ガス会社9社の規制部門におけるガス事業利益率(過去10カ年度平均)

➤ ① > ② の場合 → ステップ2へ

<ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

→前回料金改定以降の超過利潤(=当期純利益-事業報酬)の累積額が一定水準額(本支管投資額(過去5年平均)又は事業報酬額のいずれかの額)を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



(参考) 審査基準の適用結果 (旧一般ガスみなしガス小売事業者)

- 原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者7社（東京ガスおよび大阪ガス（※1）以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令の対象となる事業者はいなかった。

※1：東京ガスは原価算定期間が終了していないため、大阪ガスは原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を表明しているため事後評価の対象外。

(単位：百万円)

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		第1グループ(12月決算)			第2グループ(3月決算)				9社
		京葉	京和	熱海	東邦	日本 (関東・南 平台地区)	河内長野	南海	
ステップ1 共通	A 規制部門のガス事業利益率による基準								
	3ヵ年度平均 ① ※2	4.2%	6.1%	7.1%	2.6%	△0.1%	4.2%	△2.2%	-
	9社10ヵ年度平均 ②								4.5%
	9社10ヵ年度の平均を上回っているか。(①>②か)	No	Yes	Yes	No	No	No	No	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準								
	平成28年度末超過利潤累積額③ ※3	-	15	△11	-	-	-	-	-
	平成29年度超過利潤④	-	43	△8	-	-	-	-	-
	平成29年度末超過利潤累積額⑤ = ③ + ④	-	59	△20	-	-	-	-	-
	事業報酬額（一定水準額）⑥	-	※4 336	※4 243	-	-	-	-	-
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	-	No	No	-	-	-	-	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準								
	平成28年度⑦	-	+53	+39	-	-	-	-	-
	平成29年度⑧	-	+76	+146	-	-	-	-	-
	2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	-	No	No	-	-	-	-	-
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。)	No	No	No	No	No	No	No	-

※2：各年度の規制部門のガス事業利益率（%）の単純平均

※3：平成28年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額

※4：一定水準額として指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を使用

※5：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

(出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成)